

令和7年(2025年)第5回ニセコ町議会定例会 第2号

令和7年(2025年)6月19日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員(10名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 高瀬浩樹 | 2番 大野幹哉 |
| 3番 高木直良 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 前原孝植 | 6番 小松弘幸 |
| 7番 斉藤うめ子 | 8番 木下裕三 |
| 9番 篠原正男 | 10番 青羽雄士 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

| | |
|------------|------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 山本契太 |
| 会計管理者 | 藤志伸 |
| 総務課長 | 福村一広 |
| 消防庁舎整備室長 | 黒瀧敏雄 |
| 企画環境課長 | 桜井幸則 |
| 企画環境課参事 | 阿南孝宏 |
| 税務課長 | 鈴木健 |
| 町民生活課長 | 富永匡 |
| 保健福祉課長 | 重森省宏 |
| 農政課長 | 山口丈夫 |
| 農業委員会事務局長 | 石山智 |
| 国営農地再編推進室長 | 馬淵由香 |
| 商工観光課長 | 市原俊樹 |
| 商工観光課参事 | 橋本啓二 |
| 都市建設課長 | 石山康行 |
| 上下水道課長 | 森玲子 |
| 上下水道課参事 | |

| | |
|-----------|---------|
| 総務係長 | 佐々木 一 茂 |
| 財政係長 | 浅井 理 登 |
| 教育長 | 片岡 辰 三 |
| 総合教育課長 | 淵野 伸 隆 |
| 総合教育課参事 | 阿部 信 幸 |
| 総合教育課参事 | 中川 博 視 |
| こども未来課長 | 齋藤 徹 |
| 学校給食センター長 | 三橋 公 一 |
| 代表監査委員 | 佐竹 三 郎 |

○出席事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 加藤 紀 孝 |
| 書記 | 佐藤 秀 美 |

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） おはようございます。
ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、7番 斉藤うめ子君、8番木下裕三君を指名します。

◎日程第2 一般質問

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
6番、小松弘幸委員。

- 6番（小松弘幸君） おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、2件一般質問させていただきます。

まずはじめに、地域割についてご質問いたします。ロシアによるウクライナ侵攻によって、エネルギー価格の高騰や物価上昇が続いています。食料価格の上昇は家庭の食卓にも影響を及ぼし、飲食店では原材料費や物流コストの高騰などにより値上げが相次いでいます。

また、コロナ禍に旅行に行けていなかった分、旅行に行けるようになったことで急激に需要が増えたことや、インバウンド需要も同時に回復し、国内需要よりも料金が寛容なインバウンド需要に合わせた基準で宿泊料金が高騰しています。当町でも冬季は、歴史的な円安や空前のインバウンド復活によって、飲食店では毎日満席となり予約もとれず、地元客の利用がなかなかできない状況が続きました。

さらには、ニセコバブルとも称されるニセコ地域の法外な値段が話題となり、ニセコ価格とも呼ばれ、SNSやテレビなどでニセコ町にとってマイナスイメージに陥りました。

現在、町のホームページにニセコ町で楽しもうということで、期間限定での町民特典や割引サービスが紹介されています。これをさらに発展させるとともにマイナス要因を払拭するためにも、そろそろニセコらしい地域割について検討すべきと考えますが、これについて伺います。

- 議長（青羽雄士君） 片山町長。

- 町長（片山健也君） おはようございます。本日もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、小松議員の御質問にお答えいたします。

ニセコ価格という言葉は、ニセコ比羅夫地区を中心にオーストラリアから冬季の観光客が大勢来

られるようになった2000年頃から聞かれるようになり、20年以上が経過しております。その間、インバウンド需要は着実に伸び、それに合わせリゾート地区においては価格の上昇を見ており、マスコミなどの喧伝により、現在ではニセコ町の町全体の物価が高いとの誤解を受け、一部の日本人観光客の方々から敬遠されるという状況が見られるようになってまいりました。

このような中で、小松議員のご懸念のとおり、観光エリアでの価格高騰が地域住民のレジャーや暮らしにおける影響を少なくするための対策が必要であるのではないかと私も考えております。現在、ニセコ町観光協会などではニセココレクション事業などにおいて、町民限定価格メニューを創設し、取組みが進められているところでございます。また、ニセコ町全域での取組みという点につきましては、町民限定のルールや制度の構築、それに関わる環境整備が必要であるため、引き続き検討してまいりたいと考えております。

事業者の皆様のご協力のもと、現状においては個別の町民割や地域割による事業を支援する中から、こうした動きの拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 地域割は日本国内ではあまりなじみがありませんが、世界の主要な観光地では随分前から導入されています。海外事例ではインドのタージマハル、フランスのルーブル美術館、カンボジアのアンコールワット、エジプトギザのピラミッド、ペルーのマチュピチュ、アメリカのメトロポリタン美術館等が挙げられます。米国では地域割が地元住民への優遇措置という点にその主眼があります。ハワイでは現地に住む人に対して優遇されるカマアイナ割と呼ばれる特別割引を利用することができます。カマアイナ割は様々なビジネスが提供するハワイ在住者向けの特別な割引です。観光事業に取り組む一方で、地域住民の生活を守るためにも地域割が設けられています。インバウンド観光客に対して不公平でないかと考える方もいるかもしれませんが、社員割引や会員割引と同じようなものと捉えてよいと考えます。日本はノーチップです。

昨年9月の行政報告で、町長は「地域割は世界で広く、観光地・リゾート地で行われており、円滑な運用を図っていききたい」、あるいは今年の3月定例会では、「オーバーツーリズムに関する世界では地域割制度が当たり前ですし、町民は安く利用できる、観光客にはそれなりにご負担いただくことで、効率的で地域循環型社会に資する」とも述べておりました。ニセコ地域在住者が食事や宿泊、アクティビティなどをお特に利用できたり、また、在住者向け割引を実施している人気グルメスポットや施設をまとめて紹介する情報が得られる仕組みづくりが重要だと考えます。行政が音頭をとって、リゾート観光協会や商工会との連携強化を図り、地域割を本格的に導入すべきと考えますが、これについてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） 小松議員の再質問にお答えしたいと思います。

昨年度からニセコ町のホームページにて、町民や地域住民への割引情報をまとめて掲載してございます。そのほかにグルメガイドマップの運用や、その情報収集にはニセコリゾート観光協会や商工会と連携しながら行っております。その割引引きですが、先シーズンはリフト券の町民割引、イベン

ト時の町民割、レストランでの町民割引などがありました。今年度もラフティングなどのアクティビティや日帰り温泉などの町民割が事業者のほうで行われております。こういった取組みを行いながら、町全域での地域割について今後検討していくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 日本でも兵庫県姫路市が姫路城の入場料について、2026年3月から地域割制度を導入する方針を公表しています。18歳以上の大人では市民は現行の1,000円、市民以外は2,500円となるそうです。

さて、俱知安町のニセコ花園リゾートでは後志管内20市町村の住民を対象にした後志ローカル割が始まりました。後志全域を対象として、リゾートを身近に感じてほしいとしています。当町として、地域割導入を前提とした場合には、対象エリアをどういった範囲まで考えられるのか伺います。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） ニセコリゾート観光協会で行っています地域のアクティビティや体験・食を特に楽しむことができるクーポンニセココレクションなんですけれども、こちら町民割引のほか、時期は限定なんですけれども後志エリアに広げたローカル割も今年度実施しております。そういった事業者の意向によって、対象範囲を広げることにはできないのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 小松議員のご質問にある中で、例えば公共施設なんかも近い町でも入浴料の町民割引といいですかね、そういう制度を設けてきているところもありますし、また、今後地域通貨、あるいは日本広く見るとマイナカードを利用した割引制度を導入しているところもありますので、こういった情報を集め、調査しつつ、できるだけそういう全体のことも含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） それでは次の質問をお願いします。

○6番（小松弘幸君） それでは、2件目の質問に入りたいと思います。

町長選挙についてご質問いたします。任期満了に伴う町長選挙まであと数か月となりました。新消防庁舎やニセコ高校寄宿舎建設、新団地整備などを大きな事業が執行されております。

また、学校給食費無料化施行や子育て教育環境の拡充、そして水道施設拡張と設備更新事業などまだまだ手がけなければならない事業がたくさんあります。現町長として、次期に向けての所信を伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいま小松議員から町長選挙に向けてということですが、議員ご指摘のように現在町政においても進行中の事業も数多くあります。また、解決すべき課題も日々生じているという状況にあります。ニセコ町の将来に向けて、どのようなありようが総合的によいかということ俯瞰しながら総合的に判断をして、7月中の早い時期に所信を明らかにしてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） ただいま7月中に所信をしたいということでのお話をされましたが、令和7年度はいまだかつてない100億円を超える大きな予算規模となり、今後の財政運営を町民が注視しています。この大きな予算を決めておきながら、現職町長は立候補しないということは無責任で、町政から逃げ出すのと同じだと批判の声も聞こえていますし、裏返すともう1期現職を全うしてほしいという声も聞き及んでいます。

さて、それでは、現職町長の立場から、ニセコ町の舵取り役として次期町長にふさわしい後継者をどのように考えておられるのか。もう既に決められているのかいないのか。これについてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ご質問ありがとうございます。役場もかつて本当に合併するかしないかを含めて、財政危機突破計画をつくったときから見るとですね、本当に考えられないぐらい、本当に議会議員の皆さんそれから町民の皆さんの応援を得て、財政状況、本当に極めて好転しております。私も財政の様々な勉強会に出て、夕張問題の時も法律策定に関わるということをやってきましたが、本当にそういう面では将来に向けて安定した財政の基盤がより皆さんのおかげで確立されたというふうに考えているところであります。

ただ、世の中というのは、やっぱり次のへの交代も必要でありますので、その辺のことも現状とこれからについて総合的に考えながら、最終的に決断をしたいと考えています。望ましい姿がどうかということにつきましては、今総合的に検討しているところでありますので、ぜひともご理解たまわりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 2問目に入る前にお知らせいたします。

本日の会議はクールビズ対応としておりますので、上着を脱ぐ方は許可いたします。

それでは、7番、斉藤うめ子君。

○7 番（斉藤うめ子君） おはようございます。緑の党グリーンズジャパンの斉藤うめ子です。2件質問させていただきます。

1件目、学校教育の中に、ボランティア活動への積極的な参加について伺います。ボランティア活動の本質について「さわやか福祉財団」の創立者、堀田力さん、この方はご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、1976年のロッキード事件で検知を務められて、現職の田中角栄首相を有罪にした有名な検事の方です。定年退職を待たずに退職されて、財団を始められた方です。その堀田さんが「青少年がボランティア活動をすることの意義は、『自分を発見すること』、無限の可能性、自分が将来何をしたいのか、人生の基礎をつくっていくためにボランティア活動は非常に有意義なのです」と述べています。

特に学校教育の中でボランティア活動の積極的な参加は、教育の基本と考えます。ニセコ町の児童生徒のボランティア活動への参加状況を教育長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

斉藤議員のご質問にお答えいたします。学校教育におけるボランティア活動につきましては、それ

ぞれの学校において学習指導要領等に基づき、道徳や総合的な学習の時間、特別活動等においてボランティアについて学んだり、ボランティア活動を体験したりしているところでございます。

ボランティア活動への参加状況につきましては、小学校では学校内外の清掃活動やコミュニティセンターの花壇造成の活動など、中学校では七夕の夕べ花火大会の企画運営などへの参加など、また、高校では清掃活動やマラソンフェスティバルにおける運営サポートなど、様々な活動に取り組んでおり、こうした活動を通じ社会奉仕の精神を養う体験が得られるよう進めているところでございます。

また、家庭や地域など学校外においても、町内会活動やお祭りへの参加、イベント運営など様々な場面で児童生徒のボランティア活動が行われていると承知しております。特に最近では、ニセコ高校生が自主的に地域行事にボランティアスタッフとして参加している例が多くございます。直近では、綺羅乃湯で行われましたスイーツの「ニセコあま市」、先週に行われました「おもちゃフェスティバル」など、多くのイベントで生き生きとボランティアに取組み、活躍しているとの報告を受けてございます。

教育委員会としては、今後も学校と地域社会が連携し、子どもたちの主体性を尊重しながら、ボランティア活動への参加について適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 去る6月1日、年に一度の綺羅街道の植栽がありました。この綺羅街道の創立の歴史は、私が昨年6月定例会で一般質問をさせていただきましたが、主にその沿道に住む住民の方々のシビックプライドの象徴的存在と思っています。しかし、創設から25年が経過し、当初から関わってきた方々はお亡くなりになった方も少なからず、高齢化も進み、それぞれ担当する花壇の手入れも困難になってきて、当初の精神も伝えられていないのが現状ではないかと思えます。今では町内から地域を問わずボランティア参加しておりますが、もっとたくさんの方々に参加していただきたいと思っています。少しでも多くの方々に参加していただくために、主催しているまちづくりフォーラムでは綺羅ポイントを30P配ったり、いろいろと参加しやすいように集めております。

このシビックプライドの精神から始まった綺羅街道の花植えに、ニセコ町の高校生・中学生の皆さんの姿が今年も見られませんでした。私は知り合いの高校生数名に昨年が続いて参加を呼びかけましたが、今年も姿が見られませんでした。残念に思っています。

また、町内有島にあるニセコ生活の家のバザーが今月28日、朝10時から13時まであります。ボランティアが足りず困っております。まずは見に来ていただきたい。ボランティアとして参加する前に、見に来ていただくだけでも結構なことだと思っています。小学生・中学生・高校生の皆さんに生活の家ってどんなところか見に来ていただくことが大切だと思っています。低学年の児童は保護者の方々と一緒に見に来ていただきたいと思えます。掘り出し物がたくさんあります。私も生活の家のバザーで買ったものを、議会に出席するときは活用しております。

それからですね、もう一つ、この綺羅街道の花植えにニセコ町の職員の皆さん、ボランティアとして参加されておりますでしょうか。参加されていらっしゃる方は手を挙げていただきたいと思って

おりますけれども、この町の職員としてのプライドの問題とっております。次回は1年後になりますが、できることはたくさんあります。冬季間を除いて花壇の花が咲いてる期間、この綺羅街道を歩いてみることに、雑草を見つけたら抜くこと、ごみが落ちていたら拾うこと、することがたくさんあります。まず、シビックプライドとは何か、綺羅街道を歩きながら考えていただきたいとっております。

今月26日木曜日と来月7月22日の2回、連続で講演会がニセコ町であります。このチラシが配られたんですけど、皆さんご存じかと思っておりますけれども、これは先ほど申し上げた堀田力さんが創設された「さわやか福祉財団」の講演会です。2回連続ですけど内容は違うそうです。皆さん、ぜひこの講演会にいらしていただきたいと思っております。この演題がですね、「ニセコ町の未来のつくりかた～支え合い・助け合いのあるまちに～」とあり、紹介の内容に「いつまでも住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けたいという思いを実現するために、できることを一緒に考えてみませんか」とあります。今年度よりニセコ町で取り組むニセコ町地域生活支え合い環境づくり事業は、まさに私がこれまで一般質問をはじめ、様々な場で求めていたニセコ町のあるべき姿について講演されることに、私の願いが通じたのかなと思っております。さらに、講師は堀田力さんが創設した「さわやか福祉財団」北海道ブロック、代表理事の丸藤競さんです。講演を楽しみにしております。

町長はまちづくり基本条例に諮り、町民自ら考え行動すると常におっしゃっておられますが、町民がシビックプライドのみで進められる部分と行政が後押しして住民とともに行動するのは、この綺羅街道の整備に必要だと思います。毎年町から花壇の助成金60万円ほど計上されていますが、とてもその額では足りなく、各人が持ち出して花壇の世話をやったりしております。ニセコ町の玄関口として整備するには、助成金が少な過ぎるように思います。改めてボランティアとは何か、初心に立ち返ってその精神を理解することが大切と思っております。

1980年ですが、もう40年50年近く前になりますけど、札幌市でボランティアの宿泊研修もありました。今申し上げたように半世紀ほど前になりますけれども、ボランティアへの理解を広めるために札幌市が主催して開催しました。それからそののち、1982年に神戸市に移り、神戸市が主催するボランティア活動に登録して参加してきました。行政が主催するボランティア活動は税金を使っているので大変恵まれています。民間の任意団体による全ての持ち出しのボランティア活動は大変な差があり、厳しい状況です。

ただ、日本において本格的なボランティア活動は、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災が日本のボランティア元年と言われております。きっかけは震災が発生したときの神戸市の機能不全でした。市に頼れないことが明らかになり、市民が自ら動き出してあらゆる方法、あらゆる場所で共助、お互いに助け合う活動が始まりました。

この堀田力さんは、ボランティアの目標を1200万人にしていたと言われております。日本の人口の1割に当たります1,200万人。日本の人口1億2,000万人、今ちょっと減っているとされておりますけれども、ニセコ町の人口5,000人の1割は500人、500人の町民のボランティアが一丸となって本当のボランティア精神を発揮するならば、今回問題になっている100億円の予算の借金返済も危惧することはないのではないかと私は思っております。町民力をもっと活用して発揮するように指導していただくこと

ではないかと思えます。

日本では国民の多くがボランティア活動に興味関心を持つものの、ボランティア活動などの経験がまだ少ないようです。これは情報不足、技術力、知識不足、相談体制の未整備、時間的制限などの理由から、ボランティア活動に参加することを思いとどまるを得ない人がかなり多いのではないかと考えています。ですから、ボランティアとは何かを学校教育でしっかり学ぶことが必要だと思えます。また、大人のためにボランティアの研修をすることが、私はこれはとても大切だと思っています。このボランティアに関する要望・提案をこれまでも一般質問で繰り返して行ってきましたが、いまだ実施されていません。ニセコ町の未来の発展のために必ず必要だと思っています。ぜひボランティア養成のための研修を町が主催して行っていただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか伺います。

○議長（青羽雄士君） 教育長答弁をお願いします。

○7番（斉藤うめ子君） 町長にも伺いたいのですが。

○議長（青羽雄士君） 町長には通告されていませんので、教育長に答弁をお願いします。

○7番（斉藤うめ子君） すいません、ですけれども、予算とかいろんな問題でやはりこの町のことは町長が・・・。

○議長（青羽雄士君） それならば通告時にしっかり町長へも通告してください。

○7番（斉藤うめ子君） 通告が遅れましたけど、今ここで・・・。

○議長（青羽雄士君） だから町長の答弁は許しません

○7番（斉藤うめ子君） 町長の答弁は許さない。ではまず教育長に答弁をお願いしたいんですけども、この・・・。

○議長（青羽雄士君） だから町長へは許しません。

○7番（斉藤うめ子君） 許さないんですか、それはなぜですか。

○議長（青羽雄士君） 通告時にきっちり町長と教育長に答弁を求めているのならもちろん許しますが、今回の一般質問のなかでは教育長に答弁を求めているんですよね。それならば、教育長の答弁でいいのではないですか。

教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員の再質問の中で、いろいろとこれまでのボランティアについての歴史等も含めてご説明ありました。私どもボランティアについては大変重要なこと、学校教育においても大変重要ではあると思っております。町内においてもですね、学校教育に関わっては、子どもたちが自主的にボランティアに参加するという機運をつくり上げるということを、いろいろなところでさせていただいているところがございます。特に母親とか父親とか一緒にそういうことに参加するところで育つところもあるというふうに認識してございます。

町としての研修につきましては、全体としてボランティアの状況なども含めて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 教育長、一番先に質問した内容なんですけれども、今中学生とか高校生で

すね、そのボランティア参加率はどのくらいのもんですか。ニセコマラソンとかいろんなことに生徒たちが参加してるという答弁でしたけれども、花火大会とか。ただ全体で、中学生・高校生の割合、ボランティア、結構イベントには参加する生徒さんが多いんですけども、もっと純粋なボランティアとして、境目がないものもあるかもしれませんけども、ボランティアとしてどのくらいの割合で参加されてるのか教えていただきたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

最初の答弁の中で、教育長から小学校のボランティアの参加状況ですとか、中高の参加状況をお知らせしたところがございます。この内容については、学校が教育課程の中で取り組んでいる内容を紹介させていただきましたので、何割かということであれば全ての児童生徒がこのボランティア活動には参加しているということがございます。また、後段でニセコ高校生が自主的に参加しているボランティアの活動の状況もお知らせしました。たくさんの生徒が参加しているというところは承知してるんですけども、具体的に何人の子どもが経験したかというところについては、教育委員会として押さえているものはございません。

先ほど教育長からも答弁させていただいたとおり、ボランティアについては自主性、自分たちの思いを持って取り組むということが大事だと思っておりますので、その辺りを教育委員会としてきちんと管理するというか、把握するというところは現在のところ考えていないところがございます。ただ、情報として、ボランティアの機会をきちんと子どもたちにお知らせするというところは、教育委員会としても取り組んでまいりたいと思いますのでご理解ください。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） では、2問目に行きます。蘭越倶知安道路（ニセコ～倶知安）ルートに関する決定プロセスを質す。小樽開発建設部道路計画課、以下小樽建設部とさせていただきます、から、去る5月30日金曜日、町民センターにおいてニセコ倶知安間11.7kmの事業計画説明会がありました。

その中で、町民から前回、昨年7月10日と12日の説明会までに、その前からですか、町民が出したアンケートや意見は集約されて公表されているのか、質問が相次ぎました。また、町の担当課長は「町長はこのルートに賛成していない。ルートに疑問を持っている。ルートの変更を申出ている」とのことでした。しかし、小樽建設部は町からルートを変えてほしいという話は聞いていない。ルートについてはよほど災害とか問題が起これなければ、変更はないとの答えでした。

町民の意見、町長の対応、小樽建設部のルートの決定説明はまさに「藪の中」の感があります。町長はルート変更について、小樽建設部に伝えたのか伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それではただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

北海道開発局小樽開発建設部が事業を進めている一般国道5号、北海道横断自動車道、蘭越倶知安道路ニセコ倶知安間につきましては、事業化前に小樽開発建設部から関係団体へのヒアリング及び沿線8自治体にお住まいの皆様へのアンケート調査を実施し、ご質問にありますアンケート調査結

果につきましては、北海道開発局のホームページで詳細が公表されております。

5月30日の説明会では、具体の道路の通過位置が分かる道路中心線が示されたところでございます。説明会では町の担当課長ではなく、参加された方から示されたルートに反対するご意見をいただくとともに、町長もこのルートに賛同していないのではないか、小樽開発建設部にルートの変更を要望していないかというご質問がございました。町としては、今般提示いただいたルートに関して、特段の変更要望というのには行っておりません。地域の様々な声を集約する立場として、今後、具体の構造や町内の各箇所からの見え方、あるいは小樽開発建設部の情報提供をもとに、町主催の勉強会なども開催し、町民の皆さんの不安や懸念を解消するとともに、よりよい道路となるよう地域の声を取りまとめる役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 開発局はルートはもう決定してるっていうことをおっしゃってて、そして今の町長の答弁でしたら、その当時から町長出席されませんでしたけれども、町長は決めていないっていうことでした。なぜ、開発局としては町からの意見をまとめたものを受け取ってないわけですね、そうしましたら。というのは提出しなかったと。それで、これから町長は関係する地権者とか、そういう方たちと勉強会とか、今おっしゃったように始める予定というふうに理解してよろしいんでしょうか。ということは、これ、話が違いますね、小樽建設局の回答と。

繰り返しになりますけれども、今の答弁だとニセコ町としては、まだこれからルートを検討していく可能性があるということ、そして小樽建設局にそれをまとめて伝えるというふうに理解してよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） このルート線の早い段階におきましては、私どもとしては地域においては石礫の箇所があって大変困難であるということ、それから有島地区は私たちにとって有島記念館含めて歴史的な、重要な場所であるということはお伝えをさせていただいております。

その中で、開発局としては高速道路の性格上、最短であること、あるいは命の道でありますのでできるだけ効率・効果的、それから各発電所であるとか様々な障害の状況を見て、今回ルートを決定されたものではないかと考えているところであります。

この中心線を今回提示いただいたので、これに基づいて具体的な作業に入ると聞いておりますので、その中で地域住民の皆さんのご意見を含めて開発局に伝えてまいりたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 今、町長の答弁いただきましたけれども、もう開発局から決定していますっていうことを受け取って、それを結局関係者、町民にこれから説明するという考え方になりますか。というのは、町長はよく日本国憲法をおっしゃるんですけども、日本国憲法は国民の生命と財産を保護するために、憲法の中でいろいろな条項、その重要性を明示しています。特に生命は憲法第13条、それから財産権に関しては憲法第29条で犯してはならないということを明示しているわけです。

そこです、ニセコ町の憲法である、私たちの憲法であるニセコ町まちづくり基本条例の2本柱

は情報共有と住民参加です。第4条には町は町の仕事の計画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有すると明記されています。ところが、実際にはそこに関係していらっしゃる方々と個々に説明会の後にお話しさせていただきましたが、皆さんばらばらに理解していらして、まとまりも何もない。これ、情報共有も何も実施されてないということが分かりました。

そして、ちょっと前に戻るといえるか、このルートそのものはね、前から問題になっていた有島地区の歴史遺産のそばを通るとか、ビュープラザのところですね、これはインフラの整った市街地の住宅街を貫通するルートですから、ここには学校があって住宅街があって、商業施設があって、当初町長が町民に約束していたルートの変更はない、近くにということをおっしゃってるんですけども、基本的な中心線を通るルートは変わらないというふうに、町長は考えていらっしゃるわけですか。小樽建設局からの決定に従うと考えていらっしゃるんですか。それとも、まだこれから検討する余地があるのか、もう一度伺いたいと思っております。

それと、前からおっしゃってたように、道の駅のスペースが狭いということがずっと問題になってたと思うんです。この際、あのスペースをもっと広げる必要があるかと思うんですけども、それにはあそここの場所では無理だと思うんです。ですから、別な場所もひょっとして検討されていて、それに伴いルート変更もあり得るのかどうか、そこをもう一度伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この事業自体は国の事業でありますので、今回中心線が示されて具体的にどこを通るかって明確になったわけだと思います。その中で、計画の障害になるようなことがあるのかどうか、あるいは土質の状況がどうか、そういう調査に入るというふうに聞いてますので、調査をする中でいろいろな私たちの意見も取りまとめて開発のほうに提言をしていきたいと考えております。

また、これまでも議会の中でも発言させていただきましたけれども、現状の道の駅は国交大臣から重点道の駅、それから防災道の駅の二つの認定を受けており、北海道の道路にとっても大変重要な道の駅だと思っております。この道の駅につきましては国道5号、それから岩内洞爺線、そして高速道路、できればこの三つが利用できる道の駅になるのが将来的に望ましいということで、できれば砂川のハイウェイオアシスのような役割を担えばというふうに申し上げてきております。

こういったことも、もう少し具体的に町としては詰めながら、開発とも協議をしてみたいと考えているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 次に3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 通告に従いまして3問質問いたします。

最初にニセコ高校農業関連施設の活用方針について伺います。ニセコ高校の総合学科、全日制高校への転換によって、授業や農業クラブで活用されていた温室等の諸施設、ノウハウの継承や今後の活用方法、管理体制が大きく変わることになると思われまます。今後の方針について2点伺います。

(1) 温室、ビニールハウス、畑地、機械器具及び管理倉庫などの日常管理と学校教育分野（授業や部活）での活用方法について伺います。

(2) 畑地や温室、その他の施設を活かし、町民ボランティアの活動や生徒との交流の場にする可能

性も検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の活用方法についてでございますが、新しい高校は令和8年4月に開校することとしております。現在のニセコ高校は今年度入学した生徒が卒業するまでは続くことから、農業学科が廃止されるのは4年生への進級者がいる場合は10年度末となります。それまでの期間は新しい総合学科の活動も十分考慮し、維持管理を継続してまいります。現在のニセコ高校の農業関連施設は畑やハウスのほか、トラクターなどがあります。畑は約20アールあり、温室は平成6年に、地中熱ヒートポンプを用いたエアハウスは平成23年に建設されており、また、倉庫が5棟、昭和49年から平成4年に建設されております。トラックは平成5年に、トラクターは平成9年に導入されており、いずれの施設設備とも老朽化しているのが現状でございます。

また、令和7年度予算では農業実習助手の人件費や施設の維持管理に1,400万円ほどを計上しておりますが、今後さらに維持管理費がかかってくるものと思われまいます。新しい学校における農業施設を利用する事業や農業に関する部活動などが行われるとした場合でも、費用対効果や対応年数を見極めながら利用できる範囲も含め、検討する必要があるものと考えてございます。

2点目の農業施設等の活用方法についてのご提案ですが、現在のニセコ高校が閉校するまでにどのような活用方法があるのか、議員からご提案いただいた町民ボランティアの活動や交流の場とする事も検討項目に加えながら、具体的な検討を進めてまいりたいのでご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員

○3番（高木直良君） 今お答えにありましたように、老朽化してるとはいつてもかなり重要な施設です。しばらくの間は十分活用できますし、場合によってはもっと予算をつけて充実させるということもありうるかと思えます。今後総合学科になったときのカリキュラムがホームページに掲載されております。それで見えていきますと、例えば1年生には産業社会と人間という学科がございます。この中に産業は当然農業も含まれておりますので、こういったこととの関連、あるいは2年生では生物基礎という学科がございます。それから、3年生の場合はメジャーFっていうくくりがあるんですけども、環境エネルギー科学、あるいは環境生命科学という学科が提示されております。こうした通常の総合学科が始まった以降ですね、このカリキュラム、今申し上げたような科目について言えば、農業施設との関連性を含めてですね、有効に事業に生かせるんじゃないかって私は思います。

それから部活ですけども、これは生徒たちの自主的なものでありますから、今のところ想定ということですけども、仮に農業クラブほど大きくなくてもですね、苗づくりをしたいとか農業に関心があるっていう生徒さんの部活、もしそういう部ができた場合ですね、そういう部活の場として十分機能させることができるんじゃないかと考えております。

もう一つはですね、先日公開授業の際に温室に立ち寄って見たんですけども、やはり管理されての方が本当に朝早くから一日かけて、一生懸命苗栽培もやってるんですね、従来どおりやっています。ただお話を聞きますと、コロナの際に苗販売が止まってしまったということもあって、これからも苗

販売ができるのかということ、苗の質の問題だとか、あるいは生徒たちの販売のノウハウですね、お客さんがたくさん並んだときにどう対応するのか、お金のやりとりをどうするのかっていうことは、高学年の方から低学年の方へ先輩から後輩へとつないでいったわけです。そういったことが今消えちゃってるということなどから、苗販売はもうできないんじゃないかっていうふうにおっしゃってました。そういうことをお聞きした際にですね、先ほど斉藤議員からお話のあった綺羅街道の植栽と、私ちょっと関連づけることができると思うんですけども、例えばボランティアでですね、ボランティアといいますか、町民の中で園芸愛好家の方はたくさんいらっしゃると思うんですね。既に自分の庭でやってる方も多と思いますけれども、今使っている温室の中で種から育てて花苗をつくと。もしそういうことが可能であれば、それを綺羅街道の植栽に使うとか、あるいは部活があればそういった高校生が自ら活動の一環として綺羅街道で花の苗を植えるとか、あるいは管理するとか、そういう場に私は有効に活用できる、かなり可能性のある場所だと考えております。

そういった可能性についてどうでしょうか。今提案したことなんで即答はできないとは思いますがけれども、先ほど言ったカリキュラムとの関係について、主にどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 現在、新しい高校のカリキュラムとして考えている中で、特に環境エネルギー科学ですとか環境生物化学、環境物質科学など、ニセコ町が進めている環境モデル都市のそういった教育をベースに、また、地域の人材を活用するというところで、ニセコと森林ですとかニセコの発酵と科学とか、地元のそういった農業に関わるような部分もカリキュラムの中で検討しているところでございます。そういったことからすれば、新しい学校においても現在あるいろいろな農業施設については、継続して利用できる場所はうまく活用していきたいというふうに思っております。

体制が変わったから急に全部やめてしまうということではないんですけども、ただ最初にご質問にお答えしたように、人件費といいますか、現在今いる農業実習助手の方も1名ということで、今年募集してもなかなか集まらなかったということで、高齢者事業団等をお願いしている、そんな状況もございます。なかなか施設設備をですね維持管理するっていうときに、人材が意外にいないということもでございます。

そういう中で、議員ご指摘のようにボランティアでそういったことをやるとか農地を活用しながらやるとかっていうようなことは、今後十分そういった人がいれば考えていきたいと思っております。いろんな意味でですね、施設については費用対効果等も含めて、十分に活用できるものは活用する方向で検討していきたいということで、現在具体的なところのご相談を受けている事例もございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員

○3番（高木直良君） 来年度の生徒さんから総合学科への転換ですね。それから、在校生の方は農業の関係も勉強されてると思います。それで、時間があるようで恐らくないと思うんですけども、例えば今お話があったように、今後維持管理する、あるいは新たな仕組みを組合せていくということになりますと、やはりそんなに検討の時間はないと思います。特に来年度の予算要求にももうすぐかかっていかなければならない、そういう段階です。ですから、ぜひとも早急に方針を進める必要があ

ると思いますし、私はやはりこういったことの活用についてのアイデアをですね、パブリックコメントなどで広く町民からも集めてはどうかと思います。

そういう意味で、せつかくの今までの農業学科の伝統を生かしたこの施設の運用について、広く意見を求めているというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 予算要求の時期ということもありますし、予算もかかるということですので、できるだけ早く取り組んでいきたいと思っています。実際にある企業さんからこういうものを栽培してほしいですとか、これまでやってきた大学と連携してきた栽培なんかにもですね、例えばホワイトアスパラなんかについても、非常にノウハウも含めて大切であると考えているところがございます。

そういう中でですね、予算もかかるので、今後新しい高校に向けての校舎改築等のこともございますので、そういったものも含め費用対効果や耐用年数と機材をどの程度有効活用できるか、その辺りも早急に検討して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により午前11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、高木直良君、続けてください。

○3番（高木直良君） 続きまして、2問目、宿泊税使途として道路改良に充てる可能性について。宿泊税の使途の具体化が課題となっております。宿泊者や観光事業者、周辺住民の環境改善に資するものとして、要望がある以下のケースについて使用可能と考えるがいかがでしょうか。

(1) 定住している住民数は少ないけれども、近年新規宿泊施設（貸別荘やコンドミニアム）が増加しているエリアの砂利道の管理費助成または簡易舗装の実施助成。

(2) スキー場のバス停アクセス道路入り口部分が急勾配で、スリップ事故が起きております。事故防止や一時的な渋滞防止のために、必要なロードヒーティングへの改修。

これらについて、可能性があるとかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

宿泊税の使途につきましては、当初から大枠の方針としては、一つ目は地域内交通の充実、二つ目は地球環境負荷の軽減、三つ目は組織強化・人材育成・デジタル化、四つ目につきましては景観環境保全対策などとしており、各宿泊事業者の皆さんや町民の皆さんなどの意見交換を踏まえ、観光審議会でもご議論いただきながら使途の活用方針を検討してきているところでございます。

ご質問にあります道路改良に宿泊税を充てることができるのかということにつきましては、前段

ご指摘の定住している等のご質問ありましたが、これらの用途の活用ルールとしては可能だというふうを考えております。しかし、個別の事案を検討した上で、その用途の充当が適正であるか否かを判断してまいりたいと考えております。

また、後段のほうのスキーバスの駐車場のアクセス部分であるとか、スリップ事故の防止であるとか、一時的な渋滞防止のためのロードヒーティング、これは当然宿泊客を含めた質の向上ということでもありますので、まさに宿泊税の趣旨に合致するのではないかと考えております。こういったことも踏まえながら熟度を上げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 私がお聞きした一番目の事例なんですけれども、今このエリアでは新しい別荘、あるいは宿泊施設に活用するような建物と思われる建築物が増えている場所です。現在お住まいの方たちが使っている住宅の前の現道というのは、その先をいきますとですね、舗装されている町道とつながっており、もう一つの端はかなり使われてる林道、これも舗装されてる道路であります、これとつながってる道路です。その間はたまたま町道ではなくて民間の土地を使ったいわゆる私道であり、砂利道になっているという状況です。改めて確認してみたんですけども、町道ではないんですけども、例えば最近のニセコ町観光ガイド、これは商工観光課が発行してるものですが、その中に各地域の地図が載っております。この地域についてどうだろうかって思ってみますと、先ほど言った途中までは町道で舗装されていると。その先の接続道路は今言った林道で舗装されていると。この間は全然種類の区別とかなく、一本のルートとして道道から林道まで一本のルートとして紹介されています。ですから、こういうガイドを見た町外の方、観光に来た方がこのルートを車で走った場合、途中まで舗装ですけども、その先林道までは砂利道という状況になっているので、これは私は検討していただくことになりますけれども、観光客が使用する地域全体のルートとして紹介されていることをからしても、ぜひともその砂利道の管理について補助を出すとか場合によっては舗装するっていうことになれば、それについて宿泊税の用途としてそこに充てるということは十分可能ではないかなと考えております。その辺の考えについて改めてお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 基本的な考え方で申しますと、私道を町で舗装するですとか、そういうことはちょっと今までも例がありませんので、あくまでも町道に移管していただいて町として管理する部分にご寄附をいただくなりしてやってる事例はこれまでもございます。

それと今言われたどこかの地域とどこかを結んで、それが観光上非常に有用であるというようなことであれば、またそれは個別にご相談させていただき検討させていただいてとは思いますが、今の言われた中で宿泊税を充てるのが妥当かっていうと、私自身はちょっと宿泊税を充てるのは妥当ではないなという気はしております。もしそれが本当に重要であれば、町の中で集落と集落を結ぶというきちっとした計画の中で、何らかの財源確保をするというのはあり得るかなとは思いますが、今現状では相当ハードルが高いと思います。

これまでも宿泊施設を設ける場合であっても、それは町のお金を使うのではなくて、自分たちでそういう水道インフラあるいは道路についてもやっていただくということで、観光投資にあつて私

どもが付加をして、それが後世に残っていくようなことはこれまでもやってきておりませんので、そこは慎重に検討させていただきたいと思いますので、具体的事例についてお伺いできればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 私たまたまその近隣に住んでる方とお話する機会がありまして、お話聞きますと通常冬を越すと、かなりの砂利ですのでどうしても外側に寄ったりします。それからあと春先の水のあるときわだちができて、非常に車が走りにくい状況になってるということで、今現在は近隣の少ない住民ではありますけども、団体をつくってお金を出し合って砂利の補充ですとか、あるいは自分たち自ら砂利を埋めて通りやすいようにしてるとか、労力を使っているというふうにお聞きしました。

そういうことから、いろいろハードルが高いんじゃないかというお話でありますけれども、町のホームページに載っている宿泊税の用途についてこういう表記がございます。「ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光振興を図る取組みに活用します」と表記しています。この表記から広くとらえれば、私はこういった宿泊施設が増えているエリアの中で、町民の生活にとっても、あるいはそこを訪れた観光客にとっても走りやすい道路というのは公的に助成なり補助をするってことは十分できるのではないかと考えております。個別の話ですのでまた十分機会をとりたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今お聞きした中では、宿泊税というよりは、多分辺地に該当する地区だと思いますので、それは辺地としての該当性があれば辺地の計画に載せて、その場合は8割ほどがいろいろな事業費に充当できますので、そういう対象になるのかならないのか個別に相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） それでは、次の質問をお願いいたします。

○3番（高木直良君） 続いて3問目であります。後志自動車道計画への町の対応について。5月30日、昨年7月に続いて2回目の後志自動車道事業に関する説明会が開催されました。これは北海道開発局小樽開発建設部が「道路中心線を示す準備が整ったことから、道路中心線の概要説明を目的に」行ったもので、関心を持つ多くの町民が集まり、質問や要望が出されました。これに関連してお伺いいたします。

(1) 今回示された「道路中心線」説明会について、町としてはどのように受け止められているでしょうか。

(2) この道路事業について、近隣住民から様々な不安や要望が出されております。町としてはまちづくりの大きな課題として、住民と共同で予想される課題について要望をまとめる役割を果たすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 北海道開発局小樽開発建設部が事業を進めている一般国道5号北海道横断自

動車道蘭越倶知安道路ニセコ倶知安間につきましては、令和6年4月12日に第1回説明会が開催され、高規格道路が通ることが想定される250メートルの大枠の幅、バンド幅というそうですが、このバンド幅が示されたところでございます。第2回目の説明会では、より具体の通過位置が分かる道路中心線が示されております。町としては、第1回の説明会開催後1年という早期に、また道路の設計が具体的に決定する先に道路中心性が示されたことは、本事業について町民に情報開示し、または町民の理解や協力を得ていくためには有意義な場であったというふうに受け止めております。

また、本事業については、ニセコ町も北海道横断自動車道黒松内小樽間建設促進期成会の一員として長年要望してきた事業でございます。今後、具体の構造を含めて様々な点について町内の各箇所からの見え方も当然出てくると思えますし、こういった小樽開建からの情報をもとに私どものほうで勉強会を開催し、町民の皆様の不安や懸念を解消するとともに、よりよい景観も含めた道路となるよう、地域の声を取りまとめる役割を果たしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 先ほど斉藤議員からも説明会に関連して、中心線の問題について質問がございました。それで、先ほどの回答を聞いてる範囲、あるいは今お聞きした回答について私なりに解釈しますと、町長としても今回の説明をもって中心線は決定した内容が説明された。いわゆる決定されたものということで、町長も理解されてるというふうに考えてよろしいのかどうか。町長の考えの中に、先ほどの答弁とも関わるんですけども、今後さらに調査が始まるということで、その調査の中に場合によってはルート変更も起こりうるかのような解釈をされてるのかされてないのか、かなり大きな問題だと思っております。

私は、先日の説明会はこの大きなタイトルが「決定について」ということになっておりますし、この資料の中では決定決定というふうに出てくるんですね。ですから私は、事業者側としてはこの間の説明会をもって中心線についてはもう周知して、これ以上時間が経てば変わるというものじゃないと理解しておりますけれども、まずその点について再度確認をしたいと思えます。町長の認識も中心線は決定したものの、事業者はもう決定したものという解釈に至ってるということでよろしいのかどうか確認します。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今回説明あったものにつきましては、調査に入るための中心線を決定されたというふうに思いますので、当然それに基づいて調査に入られるということではないかと思っております。ただ、どんな場合も障害物があったり支障があったりすると、若干の微修正って世の中あるもんですから、それはそのとおりかどうかというのはこれからの調査ではないかと。速やかに調査に着手していただきたいというのは、私どもが考えて開発局の皆さんにお願いをしているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） ちょっと今の答弁を聞きますと若干不安が残るんですけども、この間の説明会資料ですね、説明会終わったんで測量調査に入ります。その目的はですね、この間も説明ありま

したですけども、詳細な設計に向けて現地の測量や調査を行いますということになってます。ですから、目的はあくまでも設計段階に入ることなんです。

中心線を今後の調査によって、地質が悪いからちょっと避けるとかルートを変えるとか、そういうことは想定してないんですよ。あくまでも中心線を決めました。その中心線からどのぐらいの幅、道路幅は標準断面で示されてますから、この断面で両方の際は決まります。これからやる調査においては、それを前提にしてるわけですね。ですから、何か調査によって、場合によっては多少とも変わるということは私はないと思ってるんですね。ですから、それを前提にこれから町民との勉強会なり町民要望を聞いていく、あるいは先ほど町長もおっしゃいました景観といいますか、眺めが変わるということについてのいろんな想定ですね、それをしなければならないんです。今後の調査、ここで言ってる測量調査というのはあくまでも事業者側がどんな道路構造にするか、橋はどんな基礎にするのかとか橋の形態をどうするのかとか、そういう設計に入ることなんです。ですから、この中心性が決まった事からさらに先に進んで、当然測量やって、その測量をさらに進めるということになりますと、土地を買収しなければなりません。土地を買収するための測量というのも相当時間がかかってくるんですよ。時間はかかるんですけども、町民からのいろんな意見・要望はもう今からどんどん聞いて、それで不安なことを整理して、開発部とどんどんやりとりをしていかなければ、実際はもう設計に入ってきますから、設計で決まってからでは何もできないんです。そのところを認識していただいて、町としては住民との懇談とか勉強会とかにかかっていたいんじゃないかと思えます。

それでそのようなことが前提である調査であるということのを改めて町長としては認識すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ご承知のとおり、この事業自体は相当数の時間といろんな調査含めて時間がかかるものではないかと思っています。今聞いている中では、倶知安町側から工事を進めることになると思います。尻別川をわたってきますので、当然そちらからのいろんな設計が具体化されていくものと考えております。

私どもとしては、できるだけ住民の皆さんの意見も聞きながら、開発局に真摯に意見を具申していくという作業を始めていきたいと考えているところでございます。河川法も道路法もそうですけど、基本的には今昔と違っていろんな住民の意見も含めて対応しなさいということが法律上入っておりますので、そういったことを踏まえながら、我々は適正な道路になるように意見調整をしながら進めてまいりたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

ニセコ高校でのパワハラセクハラについて。令和6年12月頃に教員同士の間でパワハラやセクハラがあったとのことですが、まずはその事実関係について詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

また、問題が明らかになった後、ほかの教員の皆様への周知方法や再発防止策として、具体的にどのような取組みを実施されたのかについてもあわせて伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、前原議員のご質問にお答えいたします。

令和6年12月にニセコ高校教職員から、職場内でのハラスメントについての相談が校長を通して教育委員会にございました。本件につきましては、町教委のハラスメント防止等に関する指針に基づき、適切に対応してきたところでございます。なお、詳しい内容につきましては、個人情報に関わるため説明できませんのでご理解ください。学校内では職員会議等において、ハラスメントはあってはならないことを全体で確認しております。

また、町教委としてはハラスメントを含め、服務規律保持の徹底を校長会議で確認しているほか、各学校における服務規律に関する指導や校内研修の実施状況も確認しながら、学校と連携しハラスメントのない職場づくりを進めているところであります。今後は道教委と連携した少子化防止研修の実施も検討しているところでございます。町教委としては、教職員がその能力を十分発揮できるような良好な執務環境の保持に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） パワハラ、セクハラ、両方ともあったのでしょうか。事実確認をさせていただきます。

もう一つ、本件に関して、他の教員に対してこういったことがあったということを通達はしているのでしょうか。

二点、ご返答ください。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

まず、先ほど答弁させていただきました相談内容については、相談者等、関係者から聞き取りを行って適切に対応したところでございます。その対応の内容等については個人情報に関わるため、説明することはできませんのでご理解ください。

また、他の教職員についても、セクハラ、パワーハラスメントについてはあってはならないというところを職員会議等で確認しているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） すいません、質問には簡潔に答えてください。パワハラ、セクハラがあったのかどうかを聞いております。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますが、聞き取りを行った上で適切に対応したところでございます。その内容については個人情報に関わりまして、個人が特定されたりプライバシーが侵害される恐れがありますので説明は控えさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 課長、今の答弁もう一度お願いいたします。

○総合教育課長（淵野伸隆君） 相談がありまして、その部分については適切に対応したところでございます。その内容について、あったかなかったか含めまして、個人情報に係るため説明はできない

という状況でございます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） はい、ちょっと答弁があまりよろしくなかったんですけども、次の質問をさせていただきます。

令和6年度10月の元職員の公益通報について。〇〇総務課長の不適切な行為に関する公益通報の内容について、以下の内容は真実か伺います。

職員へのパワーハラスメント。①自己の業務がうまくいかないときは、そのときの気分で元職員、元部下に「俺がうまく仕事ができないのは、おまえが仕事ができないからだ。おまえが悪いんだ。」と責任を転換し、総務課内の職員の前で大声で怒鳴りつけていました。②気に入らない管理職がいる課の職員の合意文書等の指導が必要以上に厳しく、数日机の隅に合議文書を放置し、業務を遅延させる。自己に好意的な課長がいる課の職員、及び、好意的な職員の文書指導は適当にし、短時間で合議及び決裁をしていました。③条例改正案の文書指導において、自己が気に入らない職員の改正案については「センスのない条例や条例改正案を見るだけで反吐を吐きたくなり、見たくもない。」等と課内で暴言を吐いていました。④業務の取組において、何事にも否定的な発言で肯定的な発言がなく、仕事への取組みにむらがあり、関心のある業務は積極的に取組みますが、関心のない業務は一切手をつけず、役場業務が遅延していました。一例として、消防庁舎整備を3年間塩漬け。

職権乱用。①他管理職の決裁権の剥奪。元職員によると、防災専門官取扱業務規則に基づき、防災係の休暇に関する決裁を行っていましたが、電子申請・決裁への移行期において元職員の決裁権を剥奪し、総務課長が決裁を行いました。この際、総務課長はシステム担当へ防災専門官が防災係の休暇申請の決裁ができないようにシステムを改良するよう指示し、システム担当がその違法性について総務課長へ意見をすると「俺は総務課長だから何でもできるからやれ」と言い、システム担当が違法行為に加担させられることになりました。②自己の勝手な判断による出向職員（女性）の私的語学勉強に係る通学費の支給。本年3月、女性職員の東京出向において、女性職員の語学勉強に係る通学費、1駅分、1か月2万円から3万円について、町長等と一切の協議をせず、自己の判断で通勤手当に含ませ、無断支給をしています。

これらについて真実かお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

本質問においては、さきの議会の一般質問で回答済みの事項でありますので、個人情報保護の観点から答弁はできませんのでご理解をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 先ほどのパワハラセクハラに続き、こちらも答弁拒否でしょうか。もう一度お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 答弁拒否ということではなくて、これは明らかに議会議員の立場を利用した人格工事費、人間の尊厳や名誉毀損に該当するような行為を前原議員は行っているのではないかと

いうふうに思いますので、個人情報、情報公開条例も含めてお答えできません。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 町長、何かすごく厳しいお言葉を使っておられますが、もう少ししっかりと答弁したほうが良いと思います。これ元職員さんいなくなっていますのでね、本人のことも考えてもう少し真面目にご答弁ください。もう一度ご答弁をお願いします。

○副町長（山本契太君） 私のほうからちょっと付け足しですが、ご本人のことを考えてということも含めまして、ただいま町長から答弁がありましたように個人情報だということで、ニセコ町情報公開条例の第6条と第7条に該当して公開できないという判断をしてございますので、その辺のご理解をいただきたいと存じます。

○総務課長（福村一広君） 議長、反問権、お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ちょっとお待ちください。

ただいま総務課長から反問権の申し出がありました。反問権の行使について許可します。

○総務課長（福村一広君） それでは私、3問の反問をさせていただきたいと思います。

前原議員は以前の一般質問で公益通報者の保護が十分に行われているのかという質問されておりましたが、これは保護を十分に行う必要があるという趣旨で発言されていたと思います。これに関して、議会という公の場においてこのような質問を繰り返すことは、公益通報者を特定されないようにする法の趣旨にそもそも逸脱しているのではないかと考えます。

また、元職員の議会への通報内容を議会が取得した後に、令和7年、2025年の1月15日午後3時頃に事務室へわざわざお越しいただいて、私を威圧する目的で個人情報を含む通報文書を置いて行かれました。このような行為は通報者の保護の観点から極めて不適切な対応で法の趣旨に明らかに反していますが、どのようなお考えで自らの発言や法の趣旨を逸脱するような行為をされているのでしょうか。明らかに矛盾した行動と言わざるを得ませんが、以前の一般質問で元職員から了解が得られたと発言しているので、法の趣旨は関係ないということであれば、私からもそれを前提に発言させていただきたいと思います。

持ってきた通報文書の内容を見ると、元職員は退職した後にこの文章を流布したことから、個人情報を含んだ書類の流布においては個人情報保護法や情報公開条例に抵触し、内部情報を他に漏えいしたことについては地方公務員法に抵触し、さらに虚偽の内容を含んだ通報をしていることから軽犯罪法にも抵触する恐れがあると考えております。元職員の行為には個人情報保護の観点やコンプライアンス上からもかなり問題があると思いますが、議員がこの情報をもとに一般質問などを行うことは明らかに元職員の違法行為に加担していると見られてもおかしくないと考えております。なぜこのような違法とも言える行為に加担するのか、その目的は何なのでしょう。

さらに、議員には守秘義務がないものの、議会の個人情報保護の条例や倫理上の観点から、議員が意図的に個人情報を漏えいさせる行為は、コンプライアンス上遵守すべき立場にある議員として問題がないのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 前原議員答弁をお願いします。

○5番（前原孝植君） 反問権があったのでお答えします。

前回一般質問でもさせていただいたんですけども、ゲームをしたり昼間帰ってこなかったりとかしている方、総務課長が今のような発言をして大丈夫かなと思いますが、今回公益通報者の通報者本人からお願いがありまして、ここで発言させていただいています。

あと、総務課長がおっしゃっていたその元職員に対して、軽犯罪者違法行為を行っているという強いお言葉がありました。これに関して、私は問題発言だと考えております。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） お答えいただきましたけど、私の質問には一切お答えをしていただいているのではないかと思います。

公益通報の司法的な趣旨に合致していないのではないかと質問をさせていただいておりますが、全くそういうことには触れず、ただ単に批判するようなお言葉をいただいておりますので、回答いただけないものと思っております。

（何事か声あり）

発言中です。

どうせお答えいただけないのであれば、2問目に続けさせていただきますが、私のことをいろいろ言いますが、エビデンスも全くはっきりしていないものをこういう公の場で発言することは倫理上問題がないとお思いでしょうか。本件の通報内容は5W1Hもなくエビデンスがないため、一般的に公益通報や内部通報として認められないと思っております。それを盾に何度も一般質問を行い、さらには令和7年、2025年1月10日午前10時48分頃に、これも総務課にわざわざお越しいただいてこのように発言されました。「3月議会には全メディアが来る。覚悟しておけ。パワハラ大丈夫か」と威圧的な目つきで恫喝し、私は何のことだか分からないが「大丈夫ですが、そういう威圧はやめてほしい」と言ったところ、「威圧だよ、何が悪い」とさらに恫喝され、さらに威圧的な目で威喝をし「覚悟しておけ」と言われました。このような恫喝行為はハラスメント行為、さらにはそれを超える行為に当たるのではないのでしょうか。ニセコ町議会ハラスメント防止及び根絶に関する条例やニセコ町議会ハラスメント防止に関する行動指針に反していると思っておりますが、私も議長に対して議会ハラスメント条例に基づき苦情の申立てをもう検討したいと思っておりますが、一般質問を通してなぜ元職員に加担し、虚偽または事実に基づかない内容で一般職員をおとしめようとされるのでしょうか。

また、他の職員や他の関連団体職員を恫喝するような電話をし、さらにはエビデンスのない言動やエイジハラスメント行動を度々SNSなどで行っておりますが、私に対してはハラスメントや職権乱用と言いますが、前原議員が行っている行為はハラスメントや迷惑行為には該当しないとお考えなのではないでしょうか。どのような考えで行っているのかお答えをお願いします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） はい、そもそも本件に関しては、執行部側からは公益通報ではないという答弁をいただいておりますが、こちらは公益通報として受け取ってるんですか、受け取ってないんですか、ちぐはぐになっておりますけども、それに対して答弁できないと申しております。

もう一つなんですけども、お話の中で私がハラスメントをしているっていうことを言われていまして、こちらの書面で書かれていることがあったかどうかもお答えられない方が、私に対してハ

ラスメントをしてるっていう発言は控えていただきたいです。その発言をするのであれば、自分のやったことをやっていないと、ここで正式にやっていないものに関してはやっていないとお話ししてください。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 全く話をすり替えるのはやめていただきたいと思います。あなたが今回の一般質問においても公益通報と書いてるじゃないですか、自分で。私たちは一切公益通報だって言っていないですよ。それをあなたが勝手に公益通報だって言っているからそういうふうに通じてるだけで、別に私が公益通報だって認めているわけではございませんので、しっかりそこら辺をちゃんと聞いていただきたいと思います。

ではまたお答えいただけないので、続いて3問目させていただきます。前原議員は元職員の一方的な通報をもって、このような一般質問を行っていますが、例えばAという人がBという人を傷つけたと聞けば、前原議員は事実がなくても犯人と勝手に断定し、公の場で避難し追い詰めるのでしょうか。エビデンスもない虚偽の通報は通報とみなされず、また、虚偽に基づく通報で公の場で名指しし批判することは相手の名を著しく傷つける行為となり、逆にそれは名誉毀損罪に当たると考えますが、本行為が名誉棄損罪に当たる行為であると認識されているのでしょうか。正義のためなら何でもやってもよいというロジックはこの社会では通用しません。どのような認識でこのようなことを繰り返すのか御説明をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 総務課長、そろそろそういった発言は控えたほうがいいと思います。私は文書をいただいたときに、平等に考えを持って平等に対応しております。

また、一番最初にお伝えしたように、執行部側にこういったパワハラ等がないっていうことを、逆に、何ていうんですかね、表現というか、なかったですよということを表現できるような場であるからお答えくださいっていうことをお伝えしたんです。私もこの公益通報の文書をいただいたからといって、これが全て事実だとは考えておりません。だからこそ、ここを透明性を持って説明願えますかという質問に対し、副町長が議事録の開示はできないって言われましたので、この問題に関して透明性がなかったのは私はここまで追及をしております。

○総務課長（福村一広君） 議長、よろしいですか。

○議長（青羽雄士君） はい、答弁許します。

○総務課長（福村一広君） 私の質問には全く答えていただけてないみたいなんですけど、答える気がないのか答えられないのか分かりませんが、前原議員のハラスメントと思われる行為に関して私は屈することは絶対ありませんし、一方的な話をもってそのような話をすり替えるのはやめていただきたいと思います。

以上、終わります。

○町長（片山健也君） 議長。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） そもそも情報公開条例あるいは個人情報保護法、こういった観点からそもそ

も個人情報を出せないんです、法律上。人の人権や尊厳に関わることは出せないんです。ぜひ憲法と様々な法律をご理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後12時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けてください。

5番、前原孝植君。

○5番（前原孝植君） 片山町長の3月定例会一般質問以降の発言について。3月定例会の反問権において、私に対して「反社会的行動を続けるのか」というご発言がありました。具体的にどのような行動を指しておっしゃったのか、ご説明いただけますでしょうか。また、私を「反社会的」と表現されたことについて、現在冷静に振り返ってどのようにお考えでしょうか。

また、「利益誘導の取引提案」という大変重い表現を使われましたが、具体的にどのような提案を指しておられるのかご説明をお願いします。

さらに、5月末頃に町長室前で片山町長との確執を解消するため、1時間のお時間をいただきたいとお願いに伺ったところ拒否されました。その際、「脅しには屈しない」とおっしゃいましたが、この言葉は具体的にどのような意図を持ってのご発言だったのでしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えさせていただきます。

反社会的行為と私が述べた理由につきましては、3月議会でも私から前原議員にお話しさせていただいたと思いますが、再度のご質問でありますので主な点だけ答弁させていただきます。5点について状況をお話しします。

1点目は、役場職員に対して「役場を勇退しなさい」「バカ、ボケ」などとの威圧暴言を発しておられます。

2つ目に、職員に対して「誰に口をきいているんだ。動画を切り抜きして、おまえの名前を出さず。俺がやると言ったら本当にやるぞ。そしてニセコにいらなくしてやる」と言われ、職員を脅迫されております。

3つ目、自分の意見が通らないと「ここに居座るぞ、バカ」と発言するなど、役場で自ら大騒ぎをし、さらにご自分で警察に電話をしてニセコ駐在所の署員を役場に呼びました。その後、役場に非があったかのようなコメントをつけ、警察官と話をしている副町長の写真をSNSに投稿されています。自分で勝手に騒ぎを起こし警察官を呼びつけ、さらにSNSで役場に非があるような偽りの情報を出されました。前原議員自らの自作自演で騒動を起こし、役場の業務を妨害され、事実と違う情報をSNSに流されております。

4つ目、またご自分の意見が通らない折、「通帳に500万円ある。俺と裁判を続ける体力はあるの

か。俺は金と人脈がある。議会議員と裁判する、これがニュースにならないと思うか。おまえ後悔するぞ」と威圧的な言葉を発し、職員を脅迫されております。

5つ目、これまでSNSを通じて数々のニセコ町を誹謗中傷し、これまで町民の皆さんが築き上げてきたニセコ町の誇りやまちづくりの今日をおとしめる行為を続けておられます。このような行為は基本的人権や人間の尊厳を傷つける行為であるとともに、役場への業務妨害であると言えます。多くの職員が萎縮し、職場環境をも悪化させております。

こうした行為の数々は、今冷静に考えても極めて悪質な反社会的行為であると思っておりますので、前原議員の行いは反社会的行為であるとお伝えさせていただいたものでございます。

次に、利益誘導につきましては3点ありまして、1つ目は町が出資する会社に、自分の紹介する役員を2人入れるよう私に要求されました。

その後、2つ目として、当該会社の企画及び販売をご自分が関係する会社に任せるよう、再度要求がありました。

3つ目、地域通貨を実施できる会社の方を東京から役場にお連れし、この会社を使うよう私に要求されました。議員の立場を利用した利益誘導行為であると考えております。また、この提案の中で「このとおりにしないと予算は議会を通さない。大変なことになる。ひどい目に遭う」とも発言されておられます。また、そのとおり議会の場でも、あるいはネットにおいても、その会社への非難・攻撃を続けられておられます。これは議決権を有する町議会議員の立場を利用した利益誘導、民主主義を破壊しようとする脅迫行為であると思っております。

最後のご質問ですが、これまで前原議員におかれましては「片山の会社に町のお金が流れている」など全くの虚偽の話をつくり上げネットに流されておられます。私は会社を持っておりませんし、そのような事実もありません。

実は昨日もこのデマに関し、私や役場を非難するメールが寄せられております。このようにあなたのネットに数々出される虚偽情報であなたの情報を信じる方もおられ、こうした方々からのメールなどの対応で役場組織も大変忙しく、業務妨害、こういったものはやめていただきたいと心からお願いするばかりであります。

このように日頃から数々のニセコ町のまちづくりや職員、私をおとしめることばかりを発言されておられることから、次は何をされるのかと考えると困惑すること多々でございます。私は町長として、多くの諸先輩のご尽力によりニセコ町がこれまで築いてきた町への信頼や役場の組織、そして何より懸命に働いてくれている職員を、前原議員のハラスメント、脅迫行為の数々から守らなければなりません。何とぞデマや誹謗中傷の拡散はやめていただきたいと衷心よりお願いを申し上げたいと思います。

こうしたことから、あなたとの個別の面会は難しいものと考えておりますので、どうぞご理解をくださいますようお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 様々な食い違いがありまして、今のような言動をしていると思いますが、まず私が何かできる身分でも立場でもございません。現に予算は全部通っておりますので、予算を通ら

なくするぞなんていうことをたとえ言ったとしても、そういったことが起こりうるはずがありません。

そして私の仕事ですけども、上場企業のコンサルティングを2社やっております。反社のチェックも済んでおります。ですが、私に対して反社とおっしゃるのであれば、私の支持者に対してもそうですし、私の取引先に対しても大変迷惑をかけているということをご理解ください。

そして質問の中にありましたけども、2名と言いましたがどなたとどなたをその会社に入れろと言ったのでしょうか。具体的に教えてください。そして私が要求したという金額はいくらでしょうか。私がそんなリスクを背負ってまで、そのような利益誘導するメリットはどこにあるのでしょうか。

はい、そしてもう一つ。片山町長の会社にお金が出ているなんてことは一言も言ってませんし伝えてもおりません。私が伝えているのは、システム協議会の会長が片山町長であると、そこに1億3,000万円のお金が出ているんですよ。なので、コンプライアンス的にニセコ町長が出すとこの会社の会長が片山町長ってというのはどういうことですかということをお聞きしてるんですよ。それに関して持ち回りでやってるってことは理解してるんですけども、民間からするとそれはあまりにもよろしくない見え方になりますよという忠告です。そうご理解ください。

そしてですね、私が脅迫・脅して言っているんですけども、その件に関してちょっと話が長くなるんですけどもご説明させてください。今、SNS等でかなり政治の件が叩かれております。それはですね、執行部側もそうですけども、議会側もそんなんです。私たちも行政側を監視する役目があるので、私はそれを行っているということです。その業務を行わなければ、逆に私たちがSNSで叩かれてしまうんです。現にここを気をつけないと、一つのことで名前が出れば、名前を検索されれば、そのことが一番トップに出てきてしまうんです。ということは、私たち仕事をしてる身分において、議員もやってるんですけども、そのことが出しまえば一生仕事ができなくなるという命がけの仕事になってるんです。

なので、現状執行部にあるハラスメント、パワハラに関しては、きれいにあったかどうかの話をしていただいて、すぐ終わらせたいんです。それをしなければ、私議員としている意味がありませんので追及しているんです。ご理解ください。私も仕事としてやっています。何も片山町長をね、脅そうとかそういうことをするためにやっているわけじゃないですよ。一番ご理解してますよ。議員室の奥、町長の本もたくさんありますよ。何百冊も読んで、このニセコ町16年やってきたんだなっていうのも理解しています。

その上で、コロナ後に経済が不安定になっている中で、55億円の町債が104億使われたことに対しても不安ですし、様々なことが不安になっております。104億使うということは執行部側の職員が疲弊するんです。分かりますか、民間と違うんですよ。民間であれば売上げが上がればそんだけのお金を使える。ということは従業員も増やせるんです。しかし、行政側からすると、売上げではなく予算が倍になれば多少なりとも業務が増えてしまい、その業務が各課に対してただならぬ仕事量が増えるんじゃないかっていうことをお伝えしてるんです。そういった意味でマネジメントができてない現状がある。だから、そういったハラスメントだったりとかパワハラだったりとかっていう話が執行部内であり、そして私のほうに通報の書面がわざわざ何通も来てます。2通だけじゃないんです、

何通も来ていますよ。これがまともなニセコ町政ですかと私は今問うとるんです。分かりますか、何も喧嘩したいわけで私はこういって言ってるんじゃないんです。

片山町長がおっしゃるように言動、確かに山本副町長ともみ合いになりました。ですけどね、前回は僕は言い訳しなかったですけども、二度同じ答弁をされたのでここでお伝えしますけども、したくないですけども、行ってすぐにそんな態度をとりましたかと。違うでしょ、お互いがヒートアップしてそういうふうな話になったんじゃないんですかと。

前回片山町長にも行きました。私は反問権を使われて、道新 70 万部か何かわかんないですけど、その発行数で私の名前が載って、ああだこうだ書かれましたよ。それに対して片山町長に恨み持っているかって持っていませんよ、1 ミリも。何にも響いてないですよ。なぜかといいますと、私は片山町長に対して恨みつらみがあるわけじゃないんです。ニセコ町のニセコ町民が不安がってることもあるから言うべきことは言わなきゃいけないし、そういったことを思って私は行動しているんです。ご理解ください。本当何度も何度もお伝えしておりますよ、これ。に対して、先ほどの質問ではないですけども、総務課長の件に関してもそうです。なかったらないできっぱりずっと答弁終わらせればいいじゃないですか。なぜそこまで恣意的に感情をむき出しになってご答弁されるんですか。ここは議場ですよ。それこそ注意してください。本当にまともな答弁をお願いします。

私がお金を流してないということではなく、そういった疑いがかけられるので、しっかりそのシステム協議会とは何ぞやということの説明をしていただきたいということをお伝えしてるんです。なぜなら、このシステム協議会に関しては集まったお金が 8 割以上が上の会社、本社の上の会社、同じビルですね、8 割ほど支払ってるんですよ。に対して、このシステム協議会の従業員は 5 名。システムの管理を協議する会社に対して、システムの管理者が 1 人しかいないんですよ。これに対して 3,000 万かかっているんです、片山町長、それをご理解してますか。

○議長（青羽雄士君） 質問の趣旨がだいぶ変わってきているので、修正してください。

○5 番（前原孝植君） はい。最後にハラスメントしてるっていうのはそちらですよ。私は今もそうですけども、まともに話してるときはまともに話してます。まともな話じゃないからこんなことになるんでしょと。

一つ、最後にお聞きしますけども、片山町長、移住者の私が何度も言ってます。議会を通して議会の中で話せば分かります。けども、議会じゃ時間がないんですよ。だから膝突き合わせて 1 時間だけでも時間くれませんかとお願ひしに行っただじゃないですか。頭を下げに。その思いを酌んでくださいよ。何度もですよ。片山町長に対しても最後の最後まで敬意と尊敬を持って一度たりともあなたに対してやってないじゃないですか。そこまで堪えてるんです、こちらも。それをご理解してください。討論会までは言いませんけども、1 時間の 2 人の時間くらいは。意思疎通が違うっていうことがあれば、そこは解消して向かわないと。私と町長が揉めたとして何のメリットがあるんですか。お聞かせください。この喧嘩を続ける理由をお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ご質問の趣旨は反社会的と呼んだ理由。それについては私説明させていただきます。これまでもネットで全くありもしないことを数々出されてるんです。そのたびに私たちは

忙殺してるんです。あなたが虚偽の事実、言ってみれば全くの詭弁と言いますかね、今も論点を差し替えてお話しになってる。だからまともに話すことができない。私全然拒否してないですよ。絶えずそういう偽りの情報をネットに流されるから、それはやめてほしいと言ってるんです。またお会いしたら、次の日に出されるでしょう、全く架空の話を。だから、私はこういう議会の場、みんなで見える形の中でお話をさせていただきたいと申してるわけでありまして。

もう役場の業務自体を本当に妨害するのはやめてほしい。そのことを切に切にお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） では具体的に聞きますけども、全く嘘の情報とはどういうことでしょうか。お答えください。私はその情報を発信した覚えはございません。仮に私が自分自身のSNSでそういったものを発言すれば、私が叩かれますよ。そんなリスクを背負ってそんなことしますか、しませんよね。私が絶えず町長にお願いしてるのは、お話をしてくださいということです。議場で話ができないから、議場外で話してるんです。

この問題の発端となったリハックというユーチューブ、こちらでしょ、問題になっているのは。これに関しては現状石破総理、政党の代表も出ておりますよ。その出演してるような番組に出演拒否してるあなたがやってるのは、どういうことなんですかと。まともに話すんだったら出てきて話せばいいじゃないですか。私と話すことが問題であれば、録音すればいいじゃないですか、私も最初から言ってますよ。山本副町長と片山町長に公開討論会してくださいと。私にはなんの曇りもありませんよと。それに対して、なぜ1時間の議論をしないんですか。お答えください。私は議論を求めています。そしてもう一つ、嘘の情報があると言ったのであれば、それを答えてください、具体的に。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私から少し補足といいますか、説明させていただく部分があるかと思えます。町長が先ほど反社会的行為ということでお話をさせていただいた内容についてですけれども、最初は普通に話していた、ちょっと私きちっと理解してないかもしれませんが、最初は普通に話していた。今のお話の答弁を聞きますと、だが話が噛み合わない、自分の要求が通らないということだから脅迫をした。名誉棄損をした。それでいいじゃないかということをおっしゃっているのではないかと聞こえるんですけども。私は一点の曇りもないということでございますけれども、先ほど町長から申し上げた「動画を回して切り抜いて名前をさらすぞ」とか「ニセ町にいられないようにしてやるぞ」とかですね、そういうあたりの話が何ていうか、話の盛り上がりで話したんだからそれは別に問題ないのだということであれば、ちょっと話が食い違って何ともお答えのしようがない状況だなというふうに思います。

それから、嘘の情報というのを一例出しますと、先ほど町長が申し上げた中でも前原議員が警察をお呼びになったという事案がありました。お互いにお話ししてるんですからよく覚えてらっしゃると思いますが、そのときに私思い出しますと、「俺とつかみ合いするか」というお話もされました。それは話の流れ上、後半のほうに言うんだから問題ないとおっしゃるのであれば何とも言いようがないんですが、つかみ合いするかというお話をされつつ警察にお電話をし、副町長と揉めていると。

私はエキサイトしたつもりは全くありませんが、自作自演でそういうことされたという中で、これも覚えておりますけれども、このまま話合いを続けると、私、私というのは前原議員でございますが、私は副町長を殴りそうだと。なので仲裁に来いというような趣旨のことを警察がおっしゃったと。そこで警察官の方が役場に來られて、どうしたんですかということで私も事情聴取をされた。事情書聴取をされている私の図をですね、写真で撮ってSNSにアップをされて、そのときの文言が「公益通報隠蔽、山本副町長警察沙汰」でございました。これが事実とおっしゃるのであれば、これは全く見解の相違でございまして、明らかに殴ることになるから、何ですか、私と揉めているから止めに來てくれということで呼んだ警察官がその内容を私に聞いたにもかかわらず、それを「公益通報隠蔽、山本副町長警察沙汰」ということでSNSにアップする、これは明らかに偽りであると。一例を挙げるとそういうことだと思います。

これはどういうお話をされるか分かりませんが、前原議員が呼んで公益通報のことでお話をされたわけですから、公益通報の隠蔽で話をしたと。そのときに警察と私が話してる内容ということでご自身が挙げた文言が別に間違いではないとおっしゃるのであれば、少なくともミスリードであるし、印象操作であるということだと思いますので、これは明らかに誤りであるし、偽りであるというふうに申し上げたいところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） SNSにいっぱいアップされておまして、企業の誹謗中傷を含めて、ニセコ町の事実でないこともいっぱいアップされていて、それはご自身でアップされたんだからお分かりになると思います。こんな中で、お会いするたびにいろいろな自分の思いをいっぱい込めた情報を出されています。全く事実でないこともたくさんあります。そのたびに私たちに非難のメールが来るんです。どうなったんだ、役場大丈夫かと。こんなひどいことしてんのか、町長はそんなにずぶずぶな関係なのかとか、いっぱいきます。みんな、職員もそうですけど、私も多くの誹謗中傷の中で毎回仕事をさせてもらってます。本当に役場の業務妨害なんです。ちょっと理解してほしいんです。

ニセコを悪く言うのはあなたのご見解だからいいんですよ、悪く言っていたいで。ニセコ町民を貶める、ニセコ町の品位を傷つける、でもね、みんなの思いでこれまでまちづくりをやってきたんです。みんながこのまちをよくしたいと思ってるんです。あなたはちょっと来てね、あなたのステップアップのために、有名になりたいと思って、いろいろ動画を拡散してるのかもしれませんが、私たち町民はねここで生きていくんです。ぜひ町議会議員という立場の重さを鑑みてください。今の質問も全部話すり替えです。きちんと誠意を持ってやってくれるなら、私いくらでもお会いしますし職員みんなでお話聞きます。しかし、あなたは必ずそのあとに自分の名声か何か分かりませんがやられるので、もう勘弁してほしいんです。私がお会いすると職員が迷惑するんです。だからそのためにお会いできないということになっておりますので、今後そういうSNSにアップしないと、事実以外のことはやらないって約束してくれるんだしたらお会いしますよ。よくご検討いただければありがたいです。

私のほうは以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） 第231回ニセコ町まちづくり町民講座について。ニセコ町の令和7年度予算、

町民講座資料について、①配付資料が私だけ無断転載・転用禁止となったのはなぜですか。

②21 ページ周辺、自治体比較、体力以上の借金負担がないかをチェックする実質公債比率、「令和5年度4.2%」ととても大きく記載していますが、その上で「今後実質公債比率は上昇していくものの試算では一時的に13~14%で推移する見通しです」と小さく記載されているその意図を伺います。

③北海道北見市が現在財政危機に陥っており、実質公債比率は令和5年度12.4%となっております。一時的に13~14%で推移するそのときの借金支払い額と利子払い額を伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の質問は、4月30日に前原議員より、私が表をもとに議員として解説する際に、町民講座のデータや資料を利用してもよいかとの要望、また、著作権法第13条、第40条などの理由に、町民講座で使われた資料を解説する動画を制作公開することは原則として違法ではないという主張に対して、返答いただきたい旨お問合せをいただいております。それに対し、町からはご主張の著作権法に関しては一定の法解釈が得られることは承知していること、一方で資料は町民講座という対話の場で町からの説明を前提に作成されたもので、お伝えする方に誤解を招かないよう町の責任のもとに管理していること。この前提から外れる、切り取り加工がされるリスク等の観点から、2次利用は認めない判断となった旨、ご返信させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

2つ目の質問について、特に意図はございません。

最後の質問ですが、令和6年度の試算では元金10億9,997万6,000円、利子8,500万円、合計11億8,497万6,000円となっております。ただし、国からの交付税での補填がありますので、町の実負担としての元金4億9,400万、利子3,800万、合計では5億3,200万程度と推定をしているところでございます。以上で回答させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 1つ目の資料なんですけど、公として配付している資料ですので、それを一議員に対してどのような切り取り方、どのような発信の仕方をするにせよ、それは個人の自由です。私はそれを恣意的に切り抜いたりすることはございません。議員ですので。において、なぜ、どの権限を持ってそのような無断転載禁止というような、わざわざ透かしを入れて、誰に指示したのかご自身であったのかも知らないですけども、公務員の方がこのような作業を公的時間にやるっていうのもおかしい話です。どのような権限を持ってそんなことをしたのかをお聞かせください。

2つ目に対して、これ大変町民も不安がってるんですけども、私が再三再三こちらで財務の件に関してしつこくしつこく質問した中において、この一文を入れたと思うんですね。一時的に13%から14%で推移する見通しですと。これ私が追及しなかったら入ってなかったんですよ。もう5.4%だけでしたよ。そうですよ。私が聞いているのはこの13%14%になるっていうことは何年頃ですかと。何年頃になるのかっていう年の借金の額、返済額と利子払いの金額を聞いているんです。今ではございません。それをお答えください。

もう一つ、令和6年度に関しては確かに実質公債比率は伸びてません。なぜなら借金が伸びるのは

借金をしてから3年後とかになるので、公債比率は後に来るんです。しかもこの13%14%っていう数字っていうのはですね、道東と同じ数字なんですよ。ここニセコ町でこんだけ何ですかね、固定資産税が入っている中において、道東と同じ、または北見のこの財政危機と同じ数字になるのはいかがなものかということをお聞きしています。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） まず借金の額の年度についてですけども、これは先ほど町長から説明した年度については令和14年の借金の返済額でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 企画環境課参事。

○企画環境課参事（阿南孝宏君） 前原議員の質問にお答えいたします。

まず1つ目の質問につきましてですが、資料無断転載ですね、転用禁止の文字に関してなんですけども、こちらは町長からも説明があったとおり、町民講座のために特別職の皆さんと広報広聴係、それから私も含めて編集作成したものになります。内容や構成に関してはできる限り町民向けに、町民講座の中で町が説明する前提としてつくられておりまして、あくまでも町としても説明責任を果たすものということで作成しております。当町以外の立場からの使用に関しては、当時町が意図していない形での情報伝達、それから受け手に対して誤解などが生じる可能性というのをできるだけ排除したいという話の中から、2次利用を認めないという個別の判断に至っております。法律適用で第13条、第40条みたいな話も出てたんですけども、そこに関して細かい議論というよりは、それを踏まえた上でも一定のこの町の判断においては合理性があるという認識でおりますので、ここに関してはご理解いただくと幸いです。

2つ目の質問、当時資料作成の背景として、町財政という町の予算を初め、数多くの数字を扱うテーマでしたので、資料をできる限り町民の方に分かりやすく、かつ限られた時間で準備する過程で、一つ一つを新たにこしらえるというよりは、既に財政であったり広報で持っている資料というのをできる限り活用していました。おっしゃっている21ページ、実質公債比率の図のところ、当時財政と広報のほうでも確認したんですけども、ちゃんと図として成立しているのが令和5年度までの数字だったんです。それが今年出ている「もっと知りたい今年の仕事」用につくられていたデータになります。ただ、おっしゃるとおり、町民の方は今後の財政の状況というのを気にされているということで、特別職の皆さんと広報、財政とも相談をしながら、この先の数字に関しても図としては間に合わせで令和5年度までしか入れられないんだけど、その後の数字についてはリード文で入れましょうという判断になりましたので、特別それを小さくしているというよりは、何ていうんですかね、当時ありものをうまく使いながらつくっていたという背景を含めて、そういう判断になったということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 将来負担比率については、前原さんから何か言われたからということではなくて、うちではいつもシミュレーションして公表しております数字でありますので、その点は皆さんもご理解いただければというふうに思います。

それと先ほど私が申した数字はピーク時の数字でありますので、ずっと上がっていった後年度の

ピークが先ほど言った金額ということであります。交付税もきちっと入りますので、財政に負担をかける金額では全くありませんのでご理解いただければと思います。

それと道東の市のことを言われておりますけど、財政構造は全く違うんです、そこは。だから単純に公債費比率っていう一文切り取って、いい悪いっていう話ではないと思います。以前、今より相当財政厳しいときから、私はこの議会の場で公債比率っていうのはどのぐらいが妥当かっていうことを言っていたときは、大体13から14っていうのはずっと一貫して言っておりました。これは地方財政の内容を分かっていたら、ニセコ町のような場合はそういうことをうまく国のそういった有利な制度を活用しながら、地域整備、道路整備も含めてやっていく、それが一番いいということでそういう数値を申し上げています。ちなみに何度か言われました市の将来負担比率は、現在のところ147.8です、147.8。国の基準からいけば350が国の基準、それより上回ることは相当注意しなきゃならないっていう数字であります。ちなみにニセコ町の数字は、これも「もっと知りたい今年の仕事」に出してありますが37.9ということで、財政的には全く問題ありません。これが問題であれば、日本全国どこも問題だということになるのではないかと思いますので、その辺基準財政需要額、基準財政収入額、そして全体の中の財政比率だとかそんなもの全体像を見ないと財政の現状というのは分かりませんので、そのところはぜひご理解たまわれればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） なかなか勉強させていただく内容でした。かつ、これがよき討論かなと思います。議論かなと思います。

資料の無断転載、転用禁止の件に関しては理解させていただきました。しかしですね、それに関してそういった透かしを入れるっていう行為までするっていうのは、あまりにも行き過ぎではないのかなと思います。

もう一つ、14年度の借金額と利子払いに関してですけれども、現状よりは増えておりますがその増えた分の財源はどこから捻出するのでしょうか。財政が増えるわけでもありませんので、福祉から削るのか教育から削るのか、どの項目から削って借金と利子払いの返済に充当するのか、今回予算を通した片山町長の口から教えていただきたいです。そうですね、そんな感じでよろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 元金、利子当然少し増えると。それはどこから削るのかと。それは減債基金です。そのために減債基金という基金を積んでいまして、それを運用しながら少し浮いたときは積む。今回も基金に積ませていただきましたけども、それで必要があれば使う。減債基金見ていただけると分かる通り、ずっと毎年増えています。それはこういうときのために使うもので、そのために福祉や教育を削ることは全くありません。今のニセコ町の財政状況はそんなことをしなくてもいい状況ですので、ぜひご理解たまわれればありがたいです。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） ニセコモデルGOに関する現状報告と今後の対応。ニセコモデルGOにおいて事故件数が令和5年で10件、令和6年度で8件発生していることについては、決して軽視できな

い問題だと考えます。地域の皆様の交通手段として、利便性を向上させる目的がある以上、安全確保は最優先事項であるべきです。

そのため、事業運営の透明性を高め、町民の皆様が安心してサービスを利用できるように、事故件数を初めとした安全管理状況を積極的かつ継続的に町民へ周知していくことが必要であると考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

交通安全は大変重要なことであり、ニセコモデルにおいても引き続き北海道ハイヤー協会、GO株式会社と交通安全に対する意識を共有し、事業を実施していく所存でございます。なお、ニセコモデルとして把握している事故については、いわゆるもらい事故なども含まれておりまして、ニセコモデルの事業側の過失による重大なものや人身事故などはございません。また、タクシー利用者への事故件数等の周知につきましては、関係機関との調整や検討を要するものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 答弁の中でももらい事故がほとんどだということをご答弁されましたけれども、ニセコ町でそんなにもらい事故が多発することってありますか。このニセコGO自体がもう少し安全性に対して配慮しなければいけないんじゃないかということを検討していただきたいです。

また、事故件数に関しては、GOの方々との検証・検討が必要とありますが、やはり町民はそういった数字っていうのを知らないと、実際にそれこそ町民とのもらい事故があったときにどうするのか、誰が責任とるのか、今は物損ですけどもこれが人身になったときにどうするのか、そこまでやる危機感を持ってやっていただきたいと。

そして私が当初お伝えしたんですけども、やはり東京からドライバーで来て運転するっていうのはちょっと無理があるのかなっていうことであったりとか、初年度二駆で運転されたりとか二駆のタクシーが来たりとかっていうことがあったので、次年度はもっと適切に対応していくことは可能でしょうか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの前原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の8件の事故の報告につきましては、いわゆるもらい事故と表現した自分のタクシー側に向こうから来たっていうものが6件、タクシーと相手とすれ違いにぶつかったというのが2件で、表現としてはもらい事故が多いという表現になっているところでございます。

それとちょっと順番前後しますが、東京のドライバーが雪道運転するのは無理っていうところなんですけども、ここについてはタクシー運転者の方はちゃんと国家資格を取った、免許を持った方ですので、そこはきちんとした情報共有もしつつ、始まる前にはそういった雪道の説明もした上での運行をしてございますので、そういった点についてはきちんとしたルールでやっているというところをご理解いただきたいと思います。

それと配慮の点についてなんですけれども、これは札幌のハイヤー協会さん、GOさんともお話を

していく中で、一般のタクシーと同じ形でやってるところで、なぜこのニセコモデルだけが公表しなければならないの、逆に公表することによって自分たちが実は危ない運転をしてる会社ですみたいなことにもつながりかねないという不安感もございます。なので、一度協議をさせていただいた上で、こういった情報はどうやって流していくのがいいのかという協議が必要という意味での町長の回答になっているかと思えます。

○議長（青羽雄士君） それでは、次に1番、高瀬浩樹君。

○1番（高瀬浩樹君） 通告に従いまして一般質問したいと思います。

ニセコ町の観光と現状について。ニセコ町は通年型リゾートとして冬の季節以外の観光も増えつつあり、一年を通じての観光客数を見ても季節的変動を克服しつつあるように感じられます。

しかし、宿泊客数を伺うと、オンシーズンとオフシーズンとでは大きな差があるようで、そこがこれからの改善点のように思われます。つまり、オフシーズンには観光客は滞在せずに、その日のうちに他へと移動してしまい、観光客にとってのニセコは宿泊せずに日帰りで通過していくところとしての位置づけがされているのがうかがえます。

ホテル事業者からすると、従業員を通年で雇用するのに苦労しており、宿泊客が少ないのに従業員の通年確保は経営面で見ると厳しい現状のようです。ホテル関係者以外の視点で見ても、観光客が滞在することにより、ゆっくりニセコの魅力を最大限に堪能することができるはずですし、四季折々のニセコを通り過ぎりの観光地にしてしまうのは大変残念でもったいない気がいたします。

こういったことを踏まえると、町として「持続可能な国際リゾート」を目指して、今後具体的にどのような取組をするつもりか。また、ニセコの魅力を多方面にPRする策や、ゆっくりニセコを堪能するプランを練るための企画調整などが必要と思われるが、いかがかお考えか伺いたい。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

昔、東山プリンス、東山スキー場あるいはアンヌプリスキー場ができたときは、本当にスキー場に1時間2時間待ちが出るぐらい混雑をして、夏をどうするっていう時代から、一時冬のスキー客が本当に落ち込んだ時期には夏のほうが順調に乗りましたので、冬のスキー場をどうする、もう土日数えるほどしかないじゃないかと。本当にスキー場やってくれるのかっていうような状況で、どちらかというと夏の観光地ニセコが冬をどうするっていう時代が、今は逆にインバウンドのおかげで夏冬同じぐらいに入ってくる。今は宿泊全体を考えると、やっぱり冬のほうが多くて夏が少ない。逆に今は冬の対策をどうするか、それから昔から言われている4月11月をどうするかというのは大きな状況かなと思いますが、観光需要の季節変動は本当に今でも課題になっておりまして、本町の観光振興ビジョンでも課題としてとらえているところでございます。

目指すべき地域の姿の一つとして、成熟した通年型の国際リゾートを挙げており、国内や国外から訪れた環境への意識の高い客層が満足できるサービスや商品が提供されるなど、信頼できる観光地として他地域との差別化が図られ、選ばれる地域を目指すこと。また、町内の観光産業の安定的な経済活動が観光事業者の雇用環境の改善や地域貢献につながり、観光産業が若者から魅力的な職場として支持されるような地域を目指すとしてございます。

この目標に向かうため、ニセコリゾート観光協会を中心にMICE、いわゆる会議ですとかインセンティブ旅行、教育旅行の受入れを行ってきております。また、季節に左右されない温泉の魅力にもPRを入れており、温泉の特別ウェブサイトのオープンやファミリー層や旅系のフロアが多いインスタグラマーの活用、温泉キャンペーンなどを行っているところでございます。また、ニセコトレイルの推進や電動トゥクトゥクというものを導入しております、こういった周遊などの環境に配慮したアクティビティなど、ニセコらしい旅の推進を図って進めているところでございます。

このような魅力発信や新たな旅のプランニングに、ニセコリゾート観光協会や各旅行社などとも今後とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 一時事業者さんからこういう話を受けて、今回こういう質問に至ったわけですが、私もちょっといろいろ勉強不足であれなんですけども、このことを聞かれて観光振興ビジョンってこのを見たんですけれども、今片山町長が言われたように、こういうことをやって通年型にしていきたいという、非常に分かりやすい説明でした。

やっぱり一年としてオンシーズンがあってオフシーズンがあって、オフシーズンにお客さんが入らないことは通年雇用としては非常に厳しいということを受けていました。オンシーズンで確かに利益は上がってるんですけども、結局一年通すと赤字状態が続いているということをお聞きしました。

観光ビジョンを見ると、やはりそのことは捉えられていて、やっぱりいかにオンシーズンとオフシーズンをどういうふうにするかと。全体的に見ると、先ほど私が言ったとおり日帰りのお客さんとか非常によく見るし増えています。でも、ホテルに関してはなかなかこれは・・・観光ビジョンは多分10年前ぐらいからこういうふう策定していろいろやってると思われんですけど、それが主な政策として、これを見ますと本当にリゾート観光協会を利用していろんなことをやってるのは今説明受けたのは分かったんですけど、やはり宿泊事業者に対して何か大きな施策、これは宿泊税とは全く関係ないことなんですけども、町としては非常に所得税、固定資産税、宿泊税と好転している。本当にホテル事業者は苦勞されてるのかなと思いますけれども、そういうことを捉えて、やはり宿泊事業者に対して何かこう施策といいますか、企画といいますか、それがなかなか見えてこないなっていうのが私の正直な意見です。もう一度、もし何かあればその辺を伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） 高瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かにオフシーズンの入り込みを効果的に伸ばしていくっていう手法はなかなかなくて、先ほど答弁のほうでも述べさせていただいた中で一つのコンテンツとして、温泉はやはり季節を問わず通年での観光誘客に有利な点であること、また、例えばニセコ町内のお酒関係ですとかワインツーリズムですとかこういうことがあれば、お酒を飲むと宿泊することにもつながっていくと思いますので、そういったいろんな地域にあるコンテンツを集めながら、今宿泊できる仕組みづくりを観光協会とも話しながら、ひとつプランニングしていきたいと考えてございます。そういったことを進めな

がら格差を少しずつでもなくしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 昔はですね、冬を何とかもう少し盛り上げたい、冬のお客さんが少ないということで、北海道冬の祭典というのを企画して倶知安とニセコで交互に1,500万円ぐらいの全体予算で当時やらせてもらった記憶があります。8月は冬と同じぐらい来てると思いますが、やっぱり今は逆に夏のほうが宿泊事業者にとっては薄いということはありません。

例えば金沢市、今もちろん人気ありますけど、その前は各種の会議誘致をすごく行っておまして、500人規模の会議であればこれぐらいのお金出しますということで応援する仕組みを設けておまして、うまく各全国の市では、何て言いますかね、そういうのを誘致するためにこういう応援できますよっていうメニューをつくってるところもあります。宿泊税の活用を含めて、こういうようなインセンティブ旅行といいますかね、MICEの誘致はしっかり強化する必要はあるんじゃないかと考えています。

それとかつて一時、イベント等について東山、アンヌプリ、モイワ、それぞれの地区にイベントをやる場合はということで、町として支援をしている時代もありましたので、こういうことの復活といいますかね、そういう地域ごとの夏のイベントそれぞれ、こういう年間メニューでありますよっていうことも大きいことだと思いますし、また最近ではゴルフ場の利用税をうまく活用している事例も全国的に多くありますので、こういったものを活用しながら夏対策というものも少し検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 私、よく皆さんが言われるSNSとか何とかとか、そういうものを全く見ないのでわかんないですけども、例えばそういうものを利用して、何ていうんですかね、例えばちょっと前だったかな、北海道新聞でカレー指数っていうのが出てて、イメージ的にはニセコは高いというのを一面一回見たことがあります。そういうイメージ戦略っていうんですかね、何かを利用してやっぱりニセコ町が高い、物価が高い、例えばホテルに泊まってなくても、もうイメージでそういうふうに使われている部分があるのではないかと私思うんですよ。

そういうことはリゾート観光協会を利用してとか、何かそういうものを利用してできないものなのか最後に伺いたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） 実は昨年度も観光協会のほうでSNSを活用したYouTube発信なども行っておまして、その物価高に対するニセコはこんなおいしいものがあるけれど、普通の値段だよねみたいなことも流させていただいております。ただ、そういった1回だけじゃなかなか効果的には一時的であったり、町としてカレー物価指数を流して、日常は普通ですよっていうところを少しづつでも伝えさせていただいているところです。こういった取組みはやはり継続して続けていかないと、事業者からも今までのままでは新しい人の取組みですとか高価格帯のみっていうイメージの払拭がなかなかできないので、エリアとしてやっぱり取り組んでやっていかなきゃいけないという認

識は持っております。

今年、ニセコ観光圏としてもツーリズムEXPOに出展する予定で、手持ち資料ないんですけども、年間そこに集まるお客さんでしたり事業者が結構な人数集まりますので、その辺でもニセコの夏ですとか、そういった普通の高いだけではないニセコエリアの情報発信などは継続してやっていきたいと考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先般も広報部隊のほうで各マスコミを回っていただいて、ニセコのPR、まちづくりのPRをした中で、物価についても誤解がないようにということで周知させていただきました。それから、私東京で要請活動して、ちょうど衆議院会館にいたときでありますけど、予算委員会の中で政党の幹事長がニセコのかつ井いくら、ラーメンいくらっていう金額を言われて、それがテレビのニュースに出たということで私のところにすぐ連絡が来ました。その方の事務所に伺い「ニセコ町でかつ井が3,500円とか、なんか町の中でそういうことあるような印象で先生言われましたけど、こういう実態ありません」ということで誤解を解くようにお話ししたところ、テレビ朝日が予算委員会のニュースを流した中で、ニセコ町でかつ井いくらラーメンいくらっていうテロップを流されたということが分かりました。それについては、テレビ朝日のほうに事務所から修正依頼をかけていただきました。

また、今現在の国会とかいろんなところに要請活動がある都度、ニセコの物価高についてはそういう誤解がないようにということをPRさせていただいて、できるだけマスコミにもそういう場合、これは物価に限らず最近タイトルでニセコ町ではないんですけど「ニセコで」って出られるんですよ、何か事件や事故があっても。ニセコでっていうのは相当イメージによくないことでありますし、例えばマスコミに言ったのは「十勝って特定してね、そういう事件記事であるとかなんとか出すんですか、オホーツクって出さないでしょ」ということで、必ず自治体名も書いてくださいというお願いはずっと一貫してきております。そういう意味では、私たちからの情報発信の仕組みとか工夫自体もやっぱり広げていかなくちゃならないなと考えております。今後とも努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日6月20日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

散会 午後 1時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (原本自署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (原本自署)